

(報 告)

平成30年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(2回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

平成31年2月21日

教育長 橋本 幸三

記

1 平成30年度京都府いじめ調査(2回目)の概要

※別紙1のとおり

2 いじめ調査(2回目)の結果(小・中・義務教育学校・府立学校)

※別紙2のとおり

別紙 1

平成30年度いじめ調査(2回目)の実施について (概要)

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

- ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成31年3月末までに調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)。 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態。 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

- (2) 各項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

平成30年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				調査期間による調査内数	調査期間から遡って未調査者数(内数)
小学校	209	61,135	60,870	34	265
中学校	97	29,932	29,687	213	245
合計	306	91,067	90,557	247	510

(2) アンケート方法 (単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	176	24	79	10
無記名式	9	0	7	1
合計	185	24	86	11

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校						中学校							
	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立														
向日市	688	22	306	121	239	0	100	31	32	25	12	0		
長岡京市	898	24	525	158	191	0	90	0	37	20	33	0		
大山崎町	87	0	77	2	8	0	12	0	12	0	0	0		
宇治市	1,366	35	986	248	97	0	115	18	56	17	24	0		
城陽市	868	67	559	95	147	0	57	2	31	10	14	0		
八幡市	587	17	430	78	62	0	41	3	16	10	12	0		
京田辺市	683	89	299	109	186	0	57	5	48	0	4	0		
木津川市	1,357	28	1,058	238	33	0	68	0	52	11	5	0		
久御山町	221	16	108	38	59	0	13	0	6	3	4	0		
井手町	54	0	54	0	0	0	9	0	7	2	0	0		
宇治田原町	57	3	36	10	8	0	9	0	3	3	3	0		
精華町	378	13	308	31	26	0	24	1	11	6	6	0		
相楽東部連合	22	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
亀岡市	680	17	555	73	35	0	59	4	38	15	2	0		
南丹市	122	50	44	6	22	0	17	2	6	9	0	0		
京丹波町	76	2	68	6	0	0	7	0	7	0	0	0		
綾部市	288	0	183	55	50	0	18	2	8	8	0	0		
福知山市	654	27	293	98	236	0	54	7	28	13	6	0		
舞鶴市	877	1	758	111	7	0	97	1	55	39	2	0		
宮津市	130	10	70	38	12	0	22	1	13	2	6	0		
京丹後市	483	40	363	50	30	0	40	0	28	1	11	0		
伊根町	11	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
与謝野町	95	0	69	4	22	0	13	0	13	0	0	0		
中学校組合							8	0	8	0	0	0		
合計	10,682	461	7,181	1,570	1,470	0	935	77	520	194	144	0		

平成29年度2回目	11,179	914	8,035	1,026	1,204	0	1	939	41	621	149	128	1	0
-----------	--------	-----	-------	-------	-------	---	---	-----	----	-----	-----	-----	---	---

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	6,046	2,094	2,981	1,487	304	691	1,216	200	1,006	16,025
中学校	609	138	163	72	7	56	67	59	94	1,265

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	16	59
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	57	78
フリースクール等の学校以外の施設に通所	177	87
病院・入院・死亡等により調査ができない。	3	6
その他	12	15
合計	265	245

平成30年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	未調査数		
			家庭訪問等による調査(内数)		前回から連続して未調査の数(内数)
高校	33,012	32,871	49	141	20
特別支援	1,539	1,536	8	3	1

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	32	4
無記名式	0	0	4	0

※特別支援学校については、小、中、高等部の発達段階に応じて、様式がそれぞれ異なる場合があります。11校以上となっている。

2 認知・解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
高校(全日制)	260	24	131	57	48	0	0
高校(定時制)	9	1	5	2	1	0	0
高校(通信制)	1	0	0	0	1	0	0
高校合計	270	25	136	59	50	0	0
特別支援学校	114	41	33	13	27	0	0
合計	384	66	169	72	77	0	0
平成29年度2回目合計	336	55	140	68	73	0	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	184	27	15	6	5	18	22	28	23	328
高校(定時制)	8	0	0	0	0	0	1	0	0	9
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
高校合計	192	27	15	6	5	18	23	28	24	338
特別支援学校	51	13	27	8	3	6	17	8	3	136

- ① ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	2	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	29	2	—	0
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	19	12	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	2	0	—	1
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	19	1	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	29	1	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	0
留学中である。	0	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	15	6	—	0
病気・入院・死亡等により調査ができない。	1	3	—	1
その他	0	0	—	1
合計	116	25	0	3

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(平成29年度・30年度1～2回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	平成29年度				平成30年度			
	1回目調査		2回目調査		1回目調査		2回目調査	
	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数
小学校	61,823	61,606	22	217	107	39	227	149
中学校	30,301	30,102	207	199	72	30,064	208	134
高等学校	34,115	34,062	32	53	1	33,854	48	111
特別支援学校	1,534	1,527	9	7	3	1,255	11	5
計	127,773	127,297	270	476	183	127,240	378	551

学校種	平成29年度				平成30年度			
	1回目調査		2回目調査		1回目調査		2回目調査	
	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数
小学校	61,154	60,917	30	237	158	34	265	197
中学校	29,890	29,870	141	220	98	29,932	213	245
高等学校	33,357	33,206	59	151	4	33,012	49	141
特別支援学校	1,550	1,548	5	2	1	1,539	8	3
計	125,951	125,341	235	610	261	125,818	304	654

2 認知・解消件数

学校種	平成29年度										平成30年度										
	1回目調査					2回目調査					1回目調査					2回目調査					
	1段階 認知	1段階 解消	2段階 認知	2段階 解消	3段階 認知	3段階 解消	未解消 見守り	未解消 要支援	未解消 要指導	未解消 要指導	重大事態 要支援	重大事態 要指導	認知	解消	未解消 見守り	未解消 要支援	未解消 要指導	未解消 要指導	重大事態 要支援	重大事態 要指導	
小学校	13,276	13,112	209	45	0	0	11,179	8,035	1,026	1,204	0	1	12,443	372	9,015	1,473	1,583	0	0	10,682	461
		98.8%					8.2%						3.0%		7.181	1.570	1.470	0	0	4.3%	4.3%
中学校	1,282	1,154	155	27	1	0	939	621	149	128	1	0	1,144	15	731	234	164	0	0	935	77
		90.0%					4.4%						1.3%		520	194	144	0	0	8.2%	8.2%
高等学校	317	236	87	6	0	0	258	114	53	50	0	0	307	23	186	44	54	1	0	270	25
		74.4%					15.9%						7.5%		136	59	50	0	0	9.3%	9.3%
特別支援学校	97	59	38	0	0	0	78	26	15	23	0	0	120	12	74	11	23	0	0	114	41
		60.8%					17.9%						10.0%		33	13	27	0	0	35.0%	35.0%
計	14,972	14,561	489	78	1	0	12,454	8,796	1,243	1,405	1	1	14,014	422	10,006	1,762	1,824	1	0	12,001	604
		97.3%					8.11%						3.01%		7,870	1,836	1,691	0	0	5.03%	5.03%

3 調査対象期間

- 1回目調査…原則1学期の期間
- 2回目調査…原則2学期の期間

4 調査結果の集計区分

平成28年度～平成29年度1回目まで

- 【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したものの
※「ふざけて回答したケース」「明らかなに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等、家族の間で生じたケース」は除く
- 【第2段階】 1段階で把握したもののうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの
- 【第3段階】 2段階で把握したもののうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大事態に至るおそれがあると考えられるもの

平成29年度2回目調査以降

①認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。

②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

A-要指導 いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

B-要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

C-見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)が経っていないもの

D-解消 いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの

※重大事態 上記A-要指導及びB-要支援のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当するもの(内数で報告)

各市町(組合)教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について(依頼)

別添写しのとおり、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、同省初等中等教育局児童生徒課、高等教育局専門教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課及び同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について依頼がありました。

つきましては、調査の上、下記のとおり回答をお願いします。

児童虐待が疑われる事案につきましては、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本案件」といいます。)に関して、被害児童が虐待を受けている事実を「いじめに関するアンケート」に対して回答したり、長期間の欠席が続いていたにも関わらず、関係機関の対応が十分になされず、死亡に至ったものと考えられます。また、「いじめに関するアンケート」について、市教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に抗しきれずに手交するという不適切な対応があったことも明らかになっています。本点検等を通じまして、虐待が疑われる事案に対して、教育委員会・学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、より一層組織的に対応するよう願います。

なお、本点検に際し、別添のとおり文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課から『「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」の実施に伴う学校業務の負担軽減について』が示されておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

- 1 提出書類 様式1①:教育委員会回答集計用
※電子データで提出
- 2 提出日 平成31年3月8日(金)
- 3 提出先 貴市町村を所管区域とする教育局の局長
- 4 その他 学校及び教育委員会において、本案件に類似するような重大な事案を察知した場合は、直ちに市町村、児童相談所や警察等に通報するとともに、あわせて期限を待たずに貴市町村を所管区域とする教育局にご連絡ください。

担当	学校教育課指導第2担当(小山)
電話	075-414-5840





事務連絡
平成31年2月14日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当部課
附属学校を置く各公立大学法人担当部課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課
高等専門学校を設置する各学校法人担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県保育担当課
各指定都市保育担当課
各中核市保育担当課
各都道府県認定こども園主管課
各都道府県障害児支援担当課
各指定都市障害児支援担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官
(認定こども園担当) 付
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局児童生徒課
高等教育局専門教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について (依頼)

平素より、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本事案」といいます。)に関しては、被害児童が虐待を受けている事実を「いじめに関するアンケート」に対して回答したり、長期間の欠席が続いていたりしたにも関わらず、関係機関の対応が十分になされず、死亡に至ったものと考えられます。また「いじめに関するアンケート」について、市教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に抗しきれずに手交するという不適切な対応があったことも明らかになっています。

政府としては、今般の事案を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を新たに設置し、子供の安全を最優先に、現時点において把握している事実関係を踏まえ、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定したところです。

文部科学省においても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携しつつ、再発防止策を講ずることが重要であると考え、2月8日、浮島文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小学4年生死亡事案に関するタスクフォース」を設置しました。

今般、関係関係会議決定に基づき、今回のような虐待が疑われるケースについて、学校・教育委員会については別紙1の要領により、保育所及び地域型保育事業の事業所については別紙2の要領により、認定こども園については別紙3の要領により、障害児通所支援事業所については別紙4の要領により、緊急点検を実施いたします。

貴職におかれては、本依頼の趣旨を十分ご理解の上、

- ・市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）にあつては所管する学校について点検結果を取りまとめの上、都道府県教育委員会に御報告いただき、都道府県教育委員会にあつては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）及び自ら所管する学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）について、
 - ・指定都市教育委員会にあつては所管する学校について、
 - ・都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校（高等課程を置く私立専修学校を含む。以下同じ。）について、
 - ・附属学校を置く国公立大学法人にあつては設置する附属学校について、
 - ・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校について、
 - ・独立行政法人国立高等専門学校機構にあつてはその設置する学校について、
 - ・高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人にあつてはその設置する学校について、
 - ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にあつては所管の高等課程を置く専修学校について、
 - ・各市町村保育担当課（指定都市保育担当課及び中核市保育担当課を除く）におかれては、管内の対象施設について点検結果をとりまとめの上、各都道府県保育担当課にご報告いただき、各都道府県保育担当課におかれては、管内の市町村について、
 - ・各指定都市保育担当課及び中核市保育担当課におかれては、管内の対象施設について、
 - ・各市町村認定こども園主管課におかれては、管内の認定こども園について点検結果をとりまとめの上、各都道府県認定こども園主管課にご報告いただき、各都道府県認定こども園主管課におかれては、管内の市町村について、
 - ・各市町村障害児支援担当課（指定都市障害児支援担当課を除く）におかれては、管内の対象事業所について点検結果をとりまとめの上、各都道府県障害児支援担当課にご報告いただき、各都道府県障害児支援担当課におかれては、管内の市町村について、
 - ・各指定都市障害児支援担当課におかれては、管内の対象事業所について、
- それぞれ点検結果を取りまとめの上、ご報告いただくようお願い申し上げます。

なお、本点検に当たっては、本点検以外の業務の縮減など可能な限り教職員の負担の軽減にご配慮願います。

また、本日付けで厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室から各都道府県に対して、児童相談所において在宅で指導している全ての虐待ケースに関する緊急安全確認の依頼がなされています。本依頼に基づき、児童相談所から情報提供等の依頼があった場合には、十分連携を図っていただき、必要な協力をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

【本件担当】

○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係、生徒指導調査分析係

電話：03 (5253) 4111 (内線 3208、3299)

FAX：03 (6734) 3735

E-MAIL：s-sidou@mext.go.jp

○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03 (5253) 4111 (内線 3347)

FAX：03 (6734) 3389

E-MAIL：senmon@mext.go.jp

○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電話：03 (5253) 4111 (内線 2939)

FAX：03 (6734) 3281

E-MAIL：syosensy@mext.go.jp

○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電話：03 (5253) 1111 (内線 4853、4854、4839)

FAX：03 (3595) 2674

E-MAIL：hoikuka@mhlw.go.jp

○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

電話：03 (5253) 2111 (内線 38446)

FAX：03 (3581) 2521

E-MAIL：kodomokosodateikai@cao.go.jp

○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電話：03 (5253) 1111 (内線 3037)

FAX：03 (3591) 8914

E-MAIL：shougaijishien@mhlw.go.jp

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検要領 (各教育委員会及び学校)

1. 本点検の趣旨

本点検は、各教育委員会及び学校において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本事案」といいます。)のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会・学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

2. 点検対象

- 国公立の幼稚園(認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制課程を除く)、中等教育学校(通信制課程を除く)、特別支援学校、高等専門学校(第1学年から第3学年に限る)、専修学校の高等課程(通信制課程を除く)
- 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

学校に報告を求める事項

○対象児童生徒等

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

○緊急点検の方法

平成31年3月8日(金)までの間に、以下のいずれかの方法により緊急点検を実施すること。
なお、2月1日以降に本通知による緊急点検に関わらず自主的に確認を行い、以下のいずれかの方法により面会できたものを含めて差し支えないこと。

- ・学校の教職員による面会
- ・教育委員会職員(S S W、指導主事、教育支援センター職員等)による面会
- ・その他関係機関(民生委員、児童委員、フリースクール職員等)による面会

○緊急点検の結果報告

- ①面会できたかどうか
- ②面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか、共有していない場合その理由
- ③面会できた場合、その方法、また、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

教育委員会に報告を求める事項

○対象事案

- ・学校(※)・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの(平成30年度中の事案)

(※)この事項における「学校」には、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を含む。

○緊急点検の結果報告

平成31年3月8日(金)までの間に、緊急点検を実施すること。

- ①対象事案の有無

②対象事案がある場合、その対応結果

③対象事案がある場合、児童虐待の恐れがあるとして市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

3. 緊急点検及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

<高等専門学校以外の学校、教育委員会分>

① 学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、所管する教育委員会、国公立大学法人、厚生労働省の専修学校主管課又は私立学校を所轄する都道府県若しくは特区認定を受けた地方公共団体に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、学校から様式2を提出する必要はない。

② 市町村（指定都市を除く。）教育委員会においては、所管の学校から提出された様式2に基づき様式1を記入し、都道府県教育委員会に提出する。都道府県教育委員会は都道府県立学校分も含めて集計した上で様式1に記入し、文部科学省に提出する。

③ 指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人及び厚生労働省の専修学校主管課においては、集計した様式1を文部科学省に提出する。

④ 特区認定を受けた地方公共団体においては、様式2を文部科学省に提出する。

⑤ 市町村（指定都市を除く。）教育委員会は都道府県教育委員会に対して、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人は文部科学省に対して、記入後の様式2を提出する必要はない。

<高等専門学校分>

① 国立高等専門学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、独立行政法人国立高等専門学校機構に提出する。独立行政法人国立高等専門学校機構においては、所管の学校から提出された様式2に基づき様式1を記入し、文部科学省に提出する。

② 公私立高等専門学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式1及び様式2に件数を記入し、文部科学省にそれぞれ提出する。

③ 独立行政法人国立高等専門学校機構は文部科学省に対して、記入後の様式2を提出する必要はない。

4. 提出期限 平成31年3月14日（木）

※学校及び教育委員会において、本事案に類似するような重大な事案を認知した場合は、直ちに市町村、児童相談所や警察等に通報するとともに、併せて期限を待たずに文部科学省にご連絡ください。また、上記期日経過後も、文部科学省の支援が必要な場合は、速やかにご連絡ください。

5. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出（添書不要）

(2) 提出先

<高等専門学校、高等課程を置く専修学校以外の学校、教育委員会分>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係・生徒指導調査分析係
(メールアドレス s-sidou@next.go.jp)

その際、件名は「【緊急点検（国公立別・都道府県・政令指定都市名）】」とすること。

<高等専門学校分>

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

(メールアドレス senmon@mext.go.jp)

その際、件名は「【緊急点検(法人名)】」とすること。

<高等課程を置く専修学校分>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

(メールアドレス syosensy@mext.go.jp)

その際、件名は「【緊急点検(高等専修学校)(国公私別・都道府県名)】」とすること。

6. 留意事項

点検の結果、該当する事案を把握した市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会の協力も得ながら、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、学校に対して指導助言又は援助すること。

また、国立大学法人においても、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、設置する附属学校に対して指導助言又は援助すること。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検

(様式2:学校回答用)

学校名		担当者名	
電話番号		e-mail	

1. 対象児童生徒等数

・平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

人数

2. 点検結果

面会できた	面会できなかった	計
		0

←1の人数と一致すること。

①↑ ②↑

3-1. 面会できなかったものについて、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

共有した	していない	計
		0

←上記2の②と一致すること。

③↑

3-2. 面会できなかったもののうち、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有を行っていない理由

理由	件数
計(上記3-1の③と一致すること。)	0

4-1. 面会できたものについてその方法

方法	件数
学校の教職員による面会	
教育委員会職員(SSW、指導主事、教育支援センター職員等)による面会	
その他関係機関(民生委員、児童委員、フリースクール職員等)による面会	
計(上記2の①と一致すること。)	0

4-2. 面会の結果、虐待の恐れがあるとしてその結果を、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

共有した	虐待の恐れがないものとして共有していない	計
		0

←上記2の①と一致すること。





事務連絡
平成31年2月14日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当部課
附属学校を置く各公立大学法人担当部課
小中等高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」の実施に伴う学校業務の負担軽減について

本日、初等中等教育局児童生徒課から関係府省との連名で依頼した「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」（以下「緊急点検」という。）につきましては、短期間でのご対応をお願いすることとなりましたが、事案の重大性に鑑み、関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

文部科学省としては、年度末の多忙な時期に緊急点検を実施することにより、教職員の業務負担がさらに増加することから、下記の通り業務負担の軽減策をお示しすることとしました。

貴職におかれては、本通知の趣旨について十分ご周知いただくとともに、下記に加えて、教職員の負担軽減に資する方策がありましたら、併せて学校に必要な指導・支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 文部科学省が例年この時期に実施している調査等に関しては、以下の通り負担軽減のための配慮を行うことを検討している。
 - ① 文部科学省がこの時期に実施を予定していた以下の調査について、実施時期の変更や提出期限の延長を行うこと
 - ・「薬物乱用防止教室開催状況等調査」（がん教育実施状況調査を含む）
 - ・「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」
 - ・「平成31年度主権者教育の副教材『私たちが拓く日本の未来』の配付数調査」等
 - ② 教育課程特例校など、各種研究指定校事業等の報告書のうち、年度内に提出する必要がないものについては、4月以降の提出でもかまわない旨を周知すること
2. 緊急点検において教師が家庭訪問等を行う場合には、教育課程について以下の運用を行うことで、業務負担の軽減を図ることが考えられる。
 - ・今年度の年間授業時数が標準授業時数を大幅に上回る予定である場合には、授業時数の縮減を行う

こと

- ・災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、標準授業時数を下回る場合であっても、標準授業時数を満たすことのみを目的として、年度末に授業を新たに行う必要はないこと
 - ・教師が全校一斉に家庭訪問等により緊急点検を行う場合には、短縮授業を行うなどの時間割上の工夫を行うこと
3. その他、以下のような工夫を行うことで、業務負担の軽減を図ることが考えられる。
- ・緊急点検において教師が家庭訪問等を行う場合には、清掃指導や部活動、教育課程外で行われるクラブ活動を短縮・休止するなどして、その他の業務時間の縮減を行うこと
 - ・例年この時期に学校が参加している地域行事について、不要不急のものは参加を見合わせる
 - ・職員会議等について、可能な範囲で持ち回り開催等の負担軽減の工夫を行ったり、開催回数を減らしたりすること

【担当】

- 本通知全般について
初等中等教育企画課企画係 03(5253)4111(内線 2346)
- 教育課程の運用について
教育課程課企画調査係 03(5253)4111(内線 2565)
- 教師の働き方改革について
財務課企画調査係 03(5253)4111(内線 2072、3746)
- 緊急点検について
児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係
生徒指導調査分析係
03(5253)4111(内線 3208、3299)